

従前の例による。

(自動車税に関する規定の適用)

13 新条例の規定中自動車税に関する部分は、平成20年度以後の年度分の自動車税について適用し、平成19年度分までの自動車税については、なお従前の例による。

(自動車取得税に関する規定の適用)

14 新条例附則第19条第1項及び第5項の規定は、適用日以後の自動車の取得に対して課すべき自動車取得税の税率について適用し、適用日前の自動車取得税の税率については、なお従前の例による。

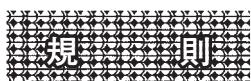
(軽油引取税に関する規定の適用)

15 新条例附則第20条の規定は、適用日以後に新条例第119条第1項若しくは第2項に規定する軽油の引取り、同条第3項の燃料炭化水素油の販売、同条第4項の軽油若しくは燃料炭化水素油の販売、同条第5項の炭化水素油の消費若しくは同条例第120条第1項各号の軽油の消費、譲渡若しくは輸入（以下この項において「軽油の引取り等」という。）が行われた場合又は適用日以後に軽油引取税の特別徴収義務者が同条例第119条第6項の規定に該当するに至った場合において課すべき軽油引取税の税率について適用し、適用日前に軽油の引取り等が行われた場合又は適用日前に軽油引取税の特別徴収義務者が同項の規定に該当するに至った場合において課する軽油引取税の税率については、なお従前の例による。

(狩猟税に関する規定の適用)

16 新条例第142条の2及び附則第21条の2の規定は、平成20年4月1日以後に狩猟者の登録を受ける者に対して課すべき狩猟税について適用し、同日前に狩猟者の登録を受けた者に対して課する狩猟税については、なお従前の例による。

税務課



長野県県税に関する規則の一部を改正する規則をここに公布します。

平成20年4月30日

長野県知事 村井 仁

長野県規則第24号

長野県県税に関する規則の一部を改正する規則

長野県県税に関する規則（昭和34年長野県規則第67号）の一部を次のように改正する。

第49条中「法人等」を「法人」に改める。

第61条中「第40条第12項」を「第40条第11項」に改める。

第61条の2中「第40条第11項」を「第40条第10項」に改める。

第116条の2第2項中「書面は、」の次に「条例第141条第1項第2号又は第4号に掲げるものにあつては」を加え、「による」を「に、条例第142条の2に規定する対象鳥獣捕獲員にあつては環境省関係鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止のための特別措置に関する法律施行規則（平成20年環境省令第1号）第2条第2項に規定する証明書による」に改める。

定する証明書による」に改める。

様式第51号の法人等の県民税用中「（法人等の県民税用）」を「（法人の県民税用）」に、

「減免申請書（法人等の県民税用）」を

「減免申請書（法人の県民税用）」に改める。

様式第82号中「第40条第12項」を「第40条第11項」に改める。

様式第82号の2中「第73条の2第5項」を「第73条の2第4項」に改める。

様式第152号中

県税条例第141条に規定する税率		狩猟を行う場所
第1項第1号該当	16,500円	一般獵区（初）
第1項第2号該当	11,000円	
第2項第1号該当	円（放鳥獵区関係）	一般獵区（再）
第1項第3号該当	8,200円	
第1項第4号該当	5,500円	放鳥獵区のみ
第2項第1号該当	円（放鳥獵区関係）	
第1項第5号該当	5,500円	
第2項第1号該当	円（放鳥獵区関係）	

を

県税条例第141条に規定する税率	長野県県税条例附則第21条の2に規定する税率
第1項第1号該当 16,500円	第1号該当 8,200円
第1項第2号該当 11,000円	第1号該当 5,500円
第2項第1号該当 円	
第1項第3号該当 8,200円	第1号該当 4,100円
第1項第4号該当 5,500円	第1号該当 2,700円
第2項第1号該当 円	
第1項第5号該当 5,500円	第1号該当 2,700円
第2項第1号該当 円	

に改め、同様式の注の1中「、税率及び狩猟を行う場所」を「及び税率」に改め、同注の2を削り、同注の1を同注とする。

附 則

（施行期日）

- この規則は、公布の日から施行し、この規則による改正後の長野県県税に関する規則の規定は、平成20年4月1日から適用する。（用紙の使用に関する経過措置）
- この規則の施行前に、この規則による改正前の長野県県税に関する規則の規定（様式第51号及び第152号の規定に限る。）に基づいて作成した用紙は、当分の間、使用することができる。

税務課